

## うしくあみ齋場飲料等自動販売機設置場所の使用許可に係る公募実施要項

牛久市・阿見町齋場組合は利用者の利便性向上を図るため、「飲料等自動販売機設置場所の使用許可に係る公募」を実施します。

公募に参加する事業者は、この実施要項を熟読し、設置場所を実際に確認のうえ、次の各事項を承知したうえで申し込むようお願いいたします。

※ 設置場所を実際に確認する際は、事前に、うしくあみ齋場に連絡をお願いします。

### 1. 公募に付する事項

#### (1) 使用許可について

設置事業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可(以下「使用許可」という。)を受け使用する。

#### (2) 公募対象となる飲料等自動販売機の設置場所及び所在地

公募番号	設置施設名	設置場所	設置場所詳細	設置面積 (㎡)
1	うしくあみ齋場	喫茶室	喫茶室壁際	1.18
2	うしくあみ齋場	喫茶室	喫茶室壁際	1.18

所在地 : 牛久市久野町2867 (うしくあみ齋場)

※ 許可面積は、自動販売機本体(台座を含む)の面積で、加熱余地及び回収ボックス設置部分を含まない。

#### (3) 使用許可期間

使用可能期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間とする。

#### (4) 使用料

牛久市・阿見町齋場組合行政財産使用料条例(平成10年条例第2号)第2条第1項の規定により、自動販売機を設置するものについては、1台当たり年額60,000円とする。また、電気使用料については、自動販売機に設置した電気メーターの数値により、使用料を算定する。いずれの使用料についても、納入通知書に記載されている期限までに納付することとする。

#### (5) 使用許可条件

別紙使用許可条件のとおりとする。

### 2. 公募参加資格

公募については、次の要件をすべて満たす個人又は法人に限り参加することができる。

- (1) 茨城県内に本店、支店及び営業所を有している法人又は個人で、牛久市内又は阿見町内で自動販売機を設置しており、問題発生時には速やかに対応が可能な者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年条例第23号)第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (3) 牛久市暴力団排除条例(平成23年条例第23号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと、又は、阿見町暴力団排除条例(平成23年条例第19号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 自動販売機の設置業務において、自ら管理し運営する実績を3年以上有していること。
- (6) 公租公課を完納していること。

### 3. 公募参加申込

公募に参加を希望する者は、以下の要領により提出書類を直接持参すること。

(1) 提出期間

令和5年3月9日(木曜日)から3月10日(金曜日)までの間の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出場所

牛久市・阿見町斎場組合事務局(牛久市役所環境政策課内)  
牛久市中央3-15-1

(3) 提出書類

- ①公募参加申請書
  - ②住民票抄本又は商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
  - ③納税証明書(未納の税額がないことの証明)
    - ・国税:所得税、法人税、消費税及び地方消費税
    - ・市税:市民税、法人市民税、固定資産税
- ※ ②、③については、発行日から1ヶ月以内のもの。

4. 抽選の日時及び場所

公募参加申込者は、必ず出席してください。

(1) 日時

令和5年3月15日(水曜日) 15時

(2) 場所

牛久市役所 4階 第6会議室  
牛久市中央3-15-1

5. 抽選方法等

(1) 抽選の採用要件及び方法

- ① ひとつの公募枠に対し2者以上の設置希望者がある場合は、抽選を行うものとする。
- ② 抽選方法は、くじによるものとし、くじは、最初にくじを引く順番を決める予備くじを引き、次に当選者を決める本くじを引くものとする。当選者が出た時点で抽選は終了とする。

(2) 代理人による抽選

代理人により抽選に参加する場合は、委任状を提出しなければならない。

(3) その他

- ① 当選した者は、これを辞退できない。
- ② 抽選を公平に執行できないなど、特別な事情があると認めるときは、抽選の執行を延期し、又は取り止めることがある。

6. 無効な抽選等

(1) 次のいずれかに該当する抽選は無効とする。

- ① 公募に参加する資格のない者が参加した抽選
- ② 同一の者が重複して抽選していると認められる抽選(代理の場合も含む。)
- ③ 委任状を提出しない代理人が参加した抽選
- ④ 不正行為による抽選
- ⑤ 抽選関係職員の指示に従わない等、抽選会場の秩序を乱した者の抽選
- ⑥ 提出書類(添付書類を含む。)に虚偽の記載を行った者が参加した抽選
- ⑦ その他関係条例等に違反した抽選

(2) 失格

抽選開始時に、抽選会場に本人又は代理人が不在の場合は失格とする。

## 7. 使用許可申請について

- (1) 使用許可申請の際に提出する書類は、別添の行政財産使用許可申請書(以下「使用申請書」という。)とし、使用許可の際に発行する書類は、行政財産使用許可書のとおりとする。
- (2) 当選者は、令和5年3月17日(金曜日)までに使用許可申請書を牛久市・阿見町斎場組合事務局(牛久市役所環境政策課内)へ提出するものとする。
- (3) 当選者が、指定期日までに使用許可申請書を提出しない場合は、当該抽選は効力を失う。
- (4) 使用許可手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

## 8. その他

- (1) 本書に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、牛久市・阿見町斎場組合行政財産使用料条例、牛久市・阿見町斎場組合財産管理に関する規則の定めるところによる。
- (2) 本書を入手した者は、当該公募手続き以外の目的で本書を使用してはならない。